

京田辺市スポーツ推進審議会

日 時 平成23年11月17日(木) 19:30~
場 所 京田辺市役所305会議室

次 第

1 あいさつ スポーツ推進審議会 会長

2 議 題

(1) スポーツ推進計画素案について

計画策定の背景と趣旨 資料 1

目 標

・キャッチフレーズ 資料 2

・基本理念

・基本目標

計画の位置づけ 資料 3

現状と課題 資料 4

小学生のアンケート結果速報 資料 5

計画の体系 資料 6

(2) 平成24年度団体補助金の検証について 資料 7

3 その他

計画策定の背景と趣旨

策定の背景と趣旨

スポーツは、人類の文化の一つであり、心身の健康を保ち、心に潤いを与えてくれるものです。

スポーツに親しむこと楽しむことで、日々の活力を得ることができます。

しかし、近年における社会情勢や生活様式の変化などによりスポーツに親しむ機会や場所が減少してきています。

それに反して、スポーツに対する期待や必要性は高まり、スポーツの役割も健康の維持増進等の個人の心身のことだけでなく、地域と地域の交流や人と人の交流等の繋がりを保つといったようなことまで多様化してきました。

また、年齢を問わず、健康で健全な生活を実現するため生活の一部としてスポーツを取り入れることは重要なこととなっています。

国においても、平成13年度から概ね10年間で実現すべき政策目標を設定したスポーツ振興計画が見直す時期となり、平成22年に今後の我が国のスポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」の策定、平成23年8月にスポーツ基本法が公布され新たな施策が始まりました。

本市においても平成6年に、当時のスポーツ振興審議会の答申である「21世紀に向けた田辺町の体育・スポーツ振興の基本方策について」に基づき、今日までスポーツ振興に向け施設を充実させるなど様々な施策を行ってきましたが、スポーツ基本法公布に伴い、スポーツ施策を見直しこの法律にある第2条基本理念の「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることを鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自立的にその適性及び健康状態に応じて行うことを旨として、推進されなければならない」を受け、また、第3次京田辺市総合計画にある、心にうるおいのあるまちづくりの基本方針「市民の誰もがそれぞれの年齢、体力、目的や意欲などに応じて、生涯にわたってスポーツにふれ、親しむことのできるまちづくり」を目指し市民のスポーツ環境の整備等を進め、魅力ある街づくりに向け施策の方向性を示すとともに、生涯スポーツ社会の実現を目的として、スポーツに市民全員参加を目指し新たな施策として、京田辺市スポーツ推進計画を策定しました。

策定の根拠

国は、平成23年にスポーツ振興法を全面改正し、スポーツ基本法を公布しました。

その中に、地方スポーツ推進計画としてその地方の実情に即したスポーツに関する計画を定めるものとするとしています。(スポーツ基本法第10条関係)

また、第3次京田辺市総合計画の中で、スポーツへの参加促進に向け、スポーツ推進の基本的なビジョンの策定を進めるとあります。

その他市の種々の計画を参照しこれらを踏まえ、京田辺市のスポーツ施策の指標として京田辺市スポーツ推進計画を策定しています。

スポーツ基本法

第二章 スポーツ基本計画等

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

生涯スポーツ社会の実現には、自らスポーツに親しむ市民を育成することが重要です。これまで、スポーツ環境の整備のみが重視され、どのような市民を育成するかについては重視されていませんでした。

本計画では、生涯スポーツに親しむ市民の育成に取り組むことを掲げ、特定のスポーツ愛好者のためのものだけではない、すべての京田辺市民のためのスポーツ推進計画として取り組んでいくことを京田辺市におけるスポーツ推進の理念とし、以下のとおり京田辺市スポーツ推進計画の目指す目標像を定めます。

「はじめよう ずっとスポーツ 京田辺」

この目標像を達成するために以下の個別目標を定め、その取り組みを進めます。

基本目標

(1) 全てのライフステージで楽しめるスポーツ機会の提供

市民の誰もが、それぞれの身体の状況や年齢、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、誰とでも楽しくスポーツに親しめる機会の提供を図る施策を推進します。

(2) スポーツ施設の機能充実

市民ニーズに対応し、既存のスポーツ施設の改修による施設の維持・充実を図るとともに、学校体育施設の活用を引き続き進めて、スポーツ活動の促進及び地域コミュニティの活性化を図る施策を推進します。

(3) スポーツ団体・スポーツクラブの育成

これまで本市のスポーツの発展をささえてきた既存の組織と各地域の特性を生かしつつ、市民の多様なスポーツニーズに対応し、生涯にわたってスポーツ活動を実践し、楽しめるスポーツ団体・スポーツクラブを育成・支援を図る施策を推進します。

(4) スポーツを支える人材の育成と確保

市民ニーズに応じた指導者の育成や確保並びに活用の推進、スポーツを支えるスポーツボランティアの育成や活動支援を図る施策を推進します。

計画の位置づけ

平成23年8月、国は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）からスポーツ基本法（平成23年法律第78号）に全面改正されました。スポーツ振興法・スポーツ基本法ともに今後10年間のスポーツ推進に関する目標や具体的施策を示す「スポーツ推進計画」を策定することを努力目標としています。

本計画は、スポーツ基本法の基本理念を踏まえ、市総合計画や高齢や障がいなどの他の計画とも整合性をとりながら、スポーツ推進審議会等の意見を聴き、本市の実情に応じたスポーツの推進に関する計画を策定することが、スポーツ基本法の趣旨に添った計画であると考えています。

第4章 現状と課題

本計画の策定にあたり、本市の現状と課題および市民のスポーツに対する意識を把握するため、『京田辺市におけるスポーツに関する意識調査』（一般調査 調査対象：18歳以上3,000名、回答者1,278名）（小・中学生調査 調査対象（回答者）：小学4年生以上各校1クラス 1,056人）を行い、その結果等に基づき、京田辺市におけるスポーツ推進の現状と課題を次のとおりまとめました。

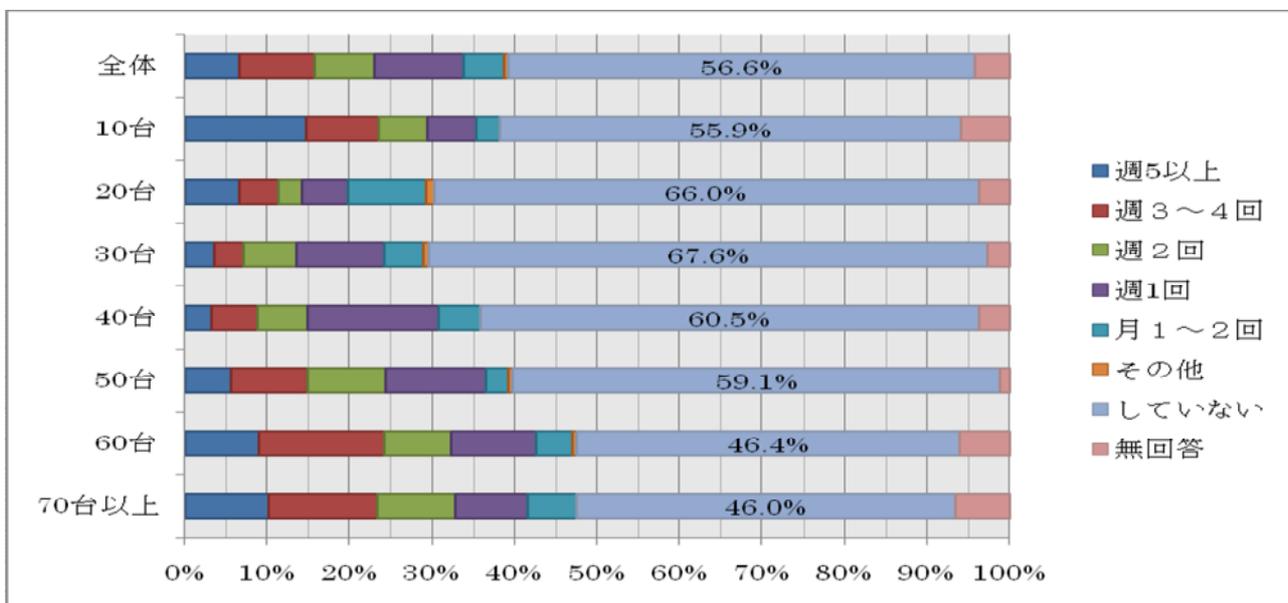
全ての世代が参加できるスポーツ機会の提供

（1）スポーツの実施状況

意識調査結果より、市内の18歳以上の成人が定期的にスポーツを行っている割合は、男性51.3% 女性37.1% 全体として43.3%となっています。

特に、女性の実施率が男性より3割近く低くなっており、女性の実施率の向上をはかる施策が必要です。

また、20代・30代の実施率が30%を切っていることから、20代・30代から定期的なスポーツ習慣をつけることが、全体の定期的なスポーツ率の向上につながると考えられます。



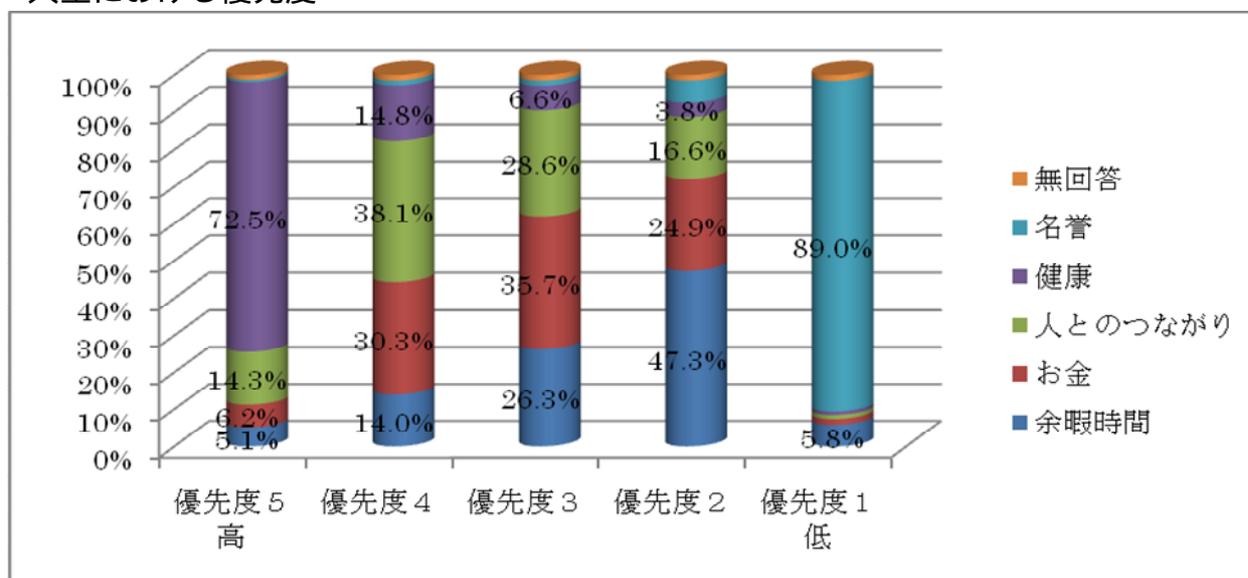
今行っているスポーツ・今後行いたいスポーツを見ると「ウォーキング」「ゴルフ」「水泳」「ジョギング・ランニング」「テニス」などのスポーツが上位を占め、個人や少人数で楽しむことのでき、健康の保持や体力づくりと関係の深い種目が人気となっています。

人生における優先順位からも全体の約75%のかたが「健康」を最優先にあげてお

り、今後定期的なスポーツ活動の推進を図る上において、比較的少人数で参加することができるとともにこれまでの「体力づくり」「スポーツをしよう」というアプローチだけでなく、「健康の保持増進」を全面に打ち出した事業の展開が重要になります。

今行っているスポーツ		今後行いたいスポーツ	
1位	ウォーキング	1位	水泳
2位	ゴルフ	2位	テニス
3位	水泳	3位	ゴルフ
4位	ジョギング・ランニング	4位	卓球
5位	テニス	5位	ウォーキング

人生における優先度

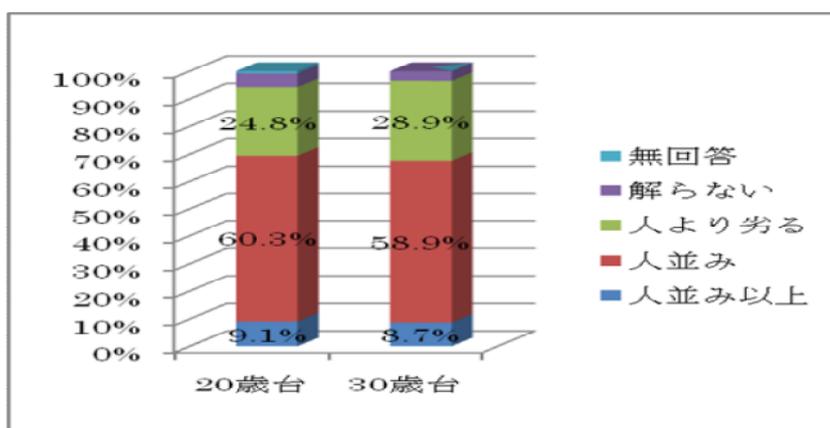


(2) 青少年のスポーツ

小中学生では、学校での体育の授業を除く週1回以上の定期的なスポーツ率は、67%と非常に高い率を示したが、中学3年生の夏までクラブ活動を続けてきた人が、秋には定期的にスポーツを行っていないと回答していることから、学校クラブ活動やスポーツ少年団活動のような競技スポーツとは別に、怪我の予防や体力づくりに有効で個人または少人数のグループで気軽に簡単に行うことのできるスポーツの推進を図ることが、生涯を通じて日常的にスポーツ活動を行う習慣になると考えます。

一方、青年層におけるスポーツ活動は、前述のように全体の30%弱の方しか定期的に活動されていません。その多くの方は、自身の体力について人並み若しくは人並み以上にあると答えた方が20代・30代全体の約70%あります。

これらの層にも、今後の健康を維持するため気軽に少しの空き時間で行うことのできるスポーツを推進する必要があります。



(3) 高齢者スポーツ

過去には高齢者スポーツといえば『ゲートボール』に代表される団体で行い、運動量も手軽で競技性の高い種目が主流でした。一次はゲートボール協会員数も500名を超え隆盛を極めていましたが、昨今では、会員数も100名前後になりグラウンドゴルフ協会の愛好者と反比例しています。

社会体育課が高齢者の体力の維持を目的に、年間を通じて軽体操とレクリエーションを行う「元気はつらつ教室」には、地域単位ではありませんが多くの参加者があります。

以上のことから、高齢者のスポーツの推進についても、団体で行うスポーツよりも気軽に一人や少人数で行うスポーツを推進する必要であるとともに元気はつらつ教室やグラウンドゴルフ連盟の加盟者が多いことから、「仲間と一緒に」がキーワードになると考えられます。

(4) 障害者スポーツ

障害者の体力維持・増進並びに社会参加の推進を図るため、田辺中央体育館・田辺公園プールにおいてスポーツ教室を開催するとともに「ゆうゆうフェスタ」の開催を支援するなど障害者のスポーツ活動を推進しています。

有料公園施設については、障害者の個人利用について活動を援助していますが、今後、障害者のスポーツ活動を推進すれば卓球バレーを始め多様なスポーツが実施されることが想定されるので、団体活動についても例規の整備が必要に成ります。

また、「スポーツ基本法」・「京田辺市障害者基本計画」「京田辺市バリアフリー基本構想」等を参酌して、自主的かつ積極的にスポーツを行うことができる環境整備が必要であります。

市民スポーツ活動の環境整備

(1) 施設整備

本市には、社会体育施設（有料公園施設）として以下の施設があります。（平成23年4月現在）（平成23年4月指定管理導入済み）この中には、近隣では数少ない温水プールやフットサル専用コートも整備されています。これらの体育施設の利用率は田辺中央体育館で90%、田辺公園テニスコートで80%と非常に高い利用率であるとともに田辺公園プールで5万人（4月～9月）有料公園施設合計で年間41万5千人と多くの方に利用されています。

その他にも、地域スポーツ活動の拠点として、小学校（9校）の体育館・グラウンド中学校（3校）の体育館・グラウンド（内2校に夜間照明設備）を開放しています。

スポーツに関する意識調査では、市内のスポーツ施設の整備状況は「十分整備されている」「ある程度整備されている」をあわせると60%超になるが、不十分であると考えている方も約25%あることから、自由記述の意見とあわせて利用状況や市民のニーズを適切に把握し、市民が安全に気軽に利用できる施設として整備・充実する必要があります。

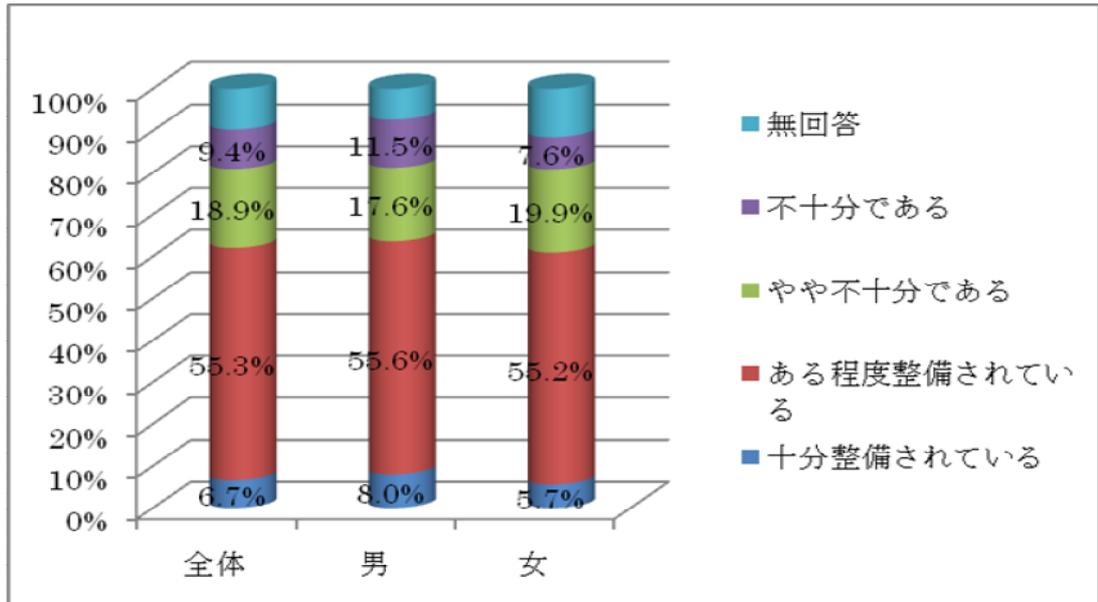
施設の適正な管理・運営に努め、既存施設の補修・改修を計画的に進めながら施設の有効利用をはかるとともに、利用手続きの簡素化など利便性の向上につとめていかなければなりません。

市内スポーツ施設

（平成22年度）

施設名	年間使用人数	年間使用率
田辺中央体育館アリーナ	93,916人	90.6%
田辺中央体育館トレーニングルーム	15,356人	52.1人/日
田辺公園プール（4月～9月）	50,037人	360.0人/日
田辺公園野球場	19,783人	53.5%
田辺公園テニスコート	29,617人	79.7%
田辺公園多目的運動広場	37,810人	50.0%
防賀川公園テニスコート	16,938人	64.5%
防賀川公園フットサル場	17,818人	62.2%
田辺木津川運動公園野球場	17,954人	25.3%
田辺木津川運動公園ソフトボール場	46,848人	37.6%
田辺木津川運動公園テニスコート	6,755人	17.4%
草内木津川運動公園野球場	57,260人	33.7%
一町田多目的運動広場	5,334人	26.6%

市内社会体育施設の整備状況



地域との連携・協働

現在、本市の中心的な社会体育関係組織としては、各地域スポーツ推進団体・スポーツ少年団を含んだ NPO 法人京田辺市社会体育協会を中心として、地域に根ざしたスポーツ推進や各種スポーツの大会を行っています。

ほかにも、高齢者のスポーツ活動を担うゲートボール連合やタナベースボール協会があります。

また、総合型地域スポーツクラブとして、同志社大学との協働で生まれた京たなべ・同志社スポーツクラブ（KDSC）があります。

社会体育協会加盟団体一覧

加盟団体名	人数	加盟団体名	人数
軟式野球連盟	418 人	バレーボール連盟	165 人
テニス協会	53 人	ソフトテニス連盟	25 人
フットサルクラブ	38 人	ソフトボール部	95 人
バドミントン協会	145 人	ボウリング連盟	8 人
バスケットボール部	94 人	卓球連盟	282 人
ソフトバレーボール連盟	231 人	山友会	88 人
走ろう会	71 人	歩こう会	45 人
ゴルフ協会	194 人	剣道部	135 人
空手道連盟	262 人	カローリングクラブ	65 人
ニッポンランナース	11 人	グラウンドゴルフクラブ	384 人
スポーツ少年団	383 人		
地域スポーツ推進団体大住支部	18 地区	地域スポーツ推進団体田辺支部	7 地区
地域スポーツ推進団体草内支部	5 地区	地域スポーツ推進団体三山木支部	10 地区
地域スポーツ推進団体普賢寺支部	6 地区		

(1) NPO法人社会体育協会

市民総合体育大会（19種目25競技 総合開会式含む）をはじめ各種クラブ大会を主管するほか京都府民総合体育大会へ選手を派遣するとともに教育委員会と共催で「陸上競技大会」「マラソン大会」「市民駅伝競走大会」「スポーツフェスティバル」を行うなど本市の競技力の向上に重要な役割をはたしています。また、加盟の地域スポーツ推進団体は地区の体育委員を傘下に春秋の地域スポーツ大会をはじめ地域に根ざしたスポーツ活動を展開しています。

今後は、市内のスポーツ関係団体と連絡調整し、協調したスポーツ推進が図れるよう一層重要な役割を果たしています。

(2) 京たなべ・同志社スポーツクラブ(KDSC)

本市の総合型地域スポーツクラブとして同志社大学と協働で大学の施設及び優秀な人材を活用しながら様々なスポーツ教室の開催から発展したサークル活動を行っています。

年々スポーツ教室・サークルの数も増えていますが、アンケート調査では市民の認知度は約20%にとどまっており、今後幅広い広報活動等を行うことで認知度が高まれば一層の市民権を得ることができます。

(3) スポーツ推進委員

スポーツ推進委員(体育指導委員)は、ニュースポーツの普及や教育委員会事業の運営など幅広い多彩なスポーツ活動の取り組みを行っています。

今後、市内のスポーツ活動を推進するためにこれまでの活動のみならず、地域と行政のパイプ役として重要な役割を担っています。

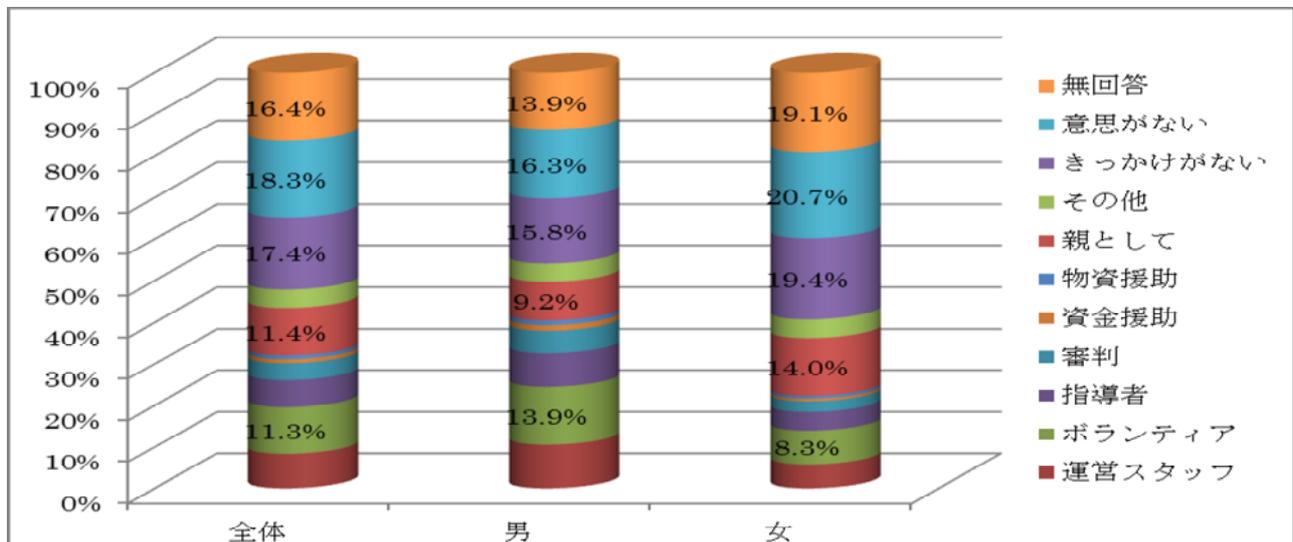
(4) スポーツボランティア

市民アンケート調査から「スポーツを支える側としての関わり」の質問で、支える意思がない人は約18%でした。それ以外の大半のかたは、自発的か必然的かは別にして何らかの形でスポーツ活動を支えていました。

また、これまで教育委員会と共催で実施しているスポーツ大会の運営役員は、社会体育協会のボランティアで運営してきました。

これらのかたがたに、今後の事業展開に重要な役割を果たすスポーツボランティアとして活躍していただけるよう、体制の整備に努めなくてはなりません。

支えるスポーツ



競技スポーツの推進と指導者の育成

昭和63年の京都国体のハンドボール競技の普及と啓発のため始めた小学校9校によるハンドボールに関する取り組み、その一環として始まった全国小学生ハンドボール大会も平成24年で第25回を迎え、参加チームも年々増加し市内から全国制覇を達成するチームが現れるとともに多くの国体京都代表選手を排出するなど競技力の向上に貢献してきました。

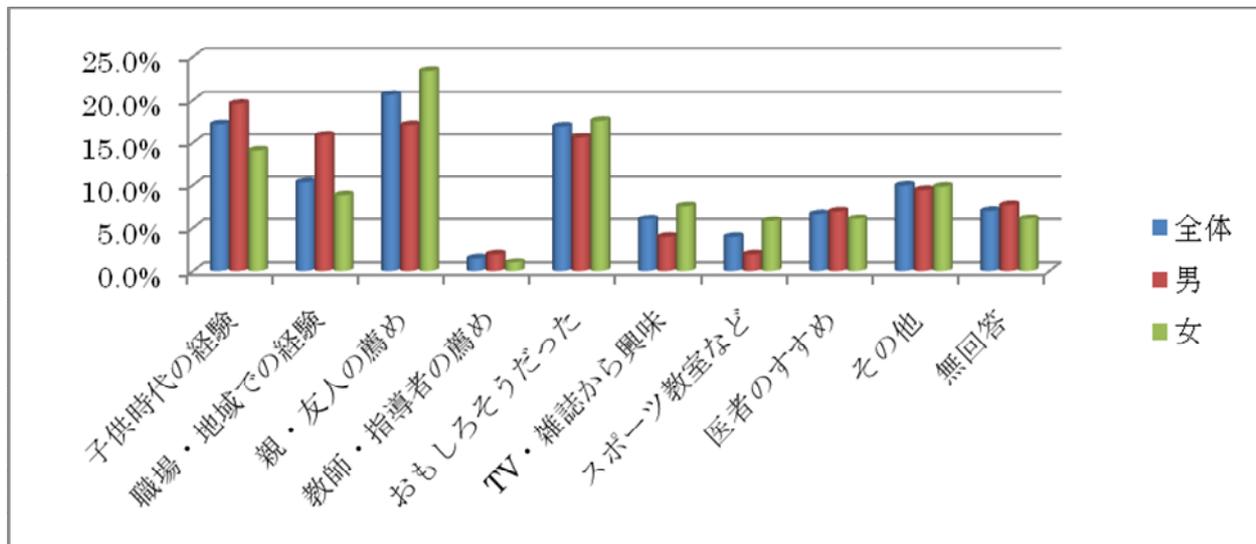
小学校でのハンドボール経験者の中から指導者として教員に就く者も現れるなどハンドボール競技としては一定の競技力の向上・指導者の育成とともに効果がありました。

競技会において、市内のチーム及び選手が活躍することまたは身近に大会レベルの競技に触れることはスポーツを始めるきっかけづくりになります。

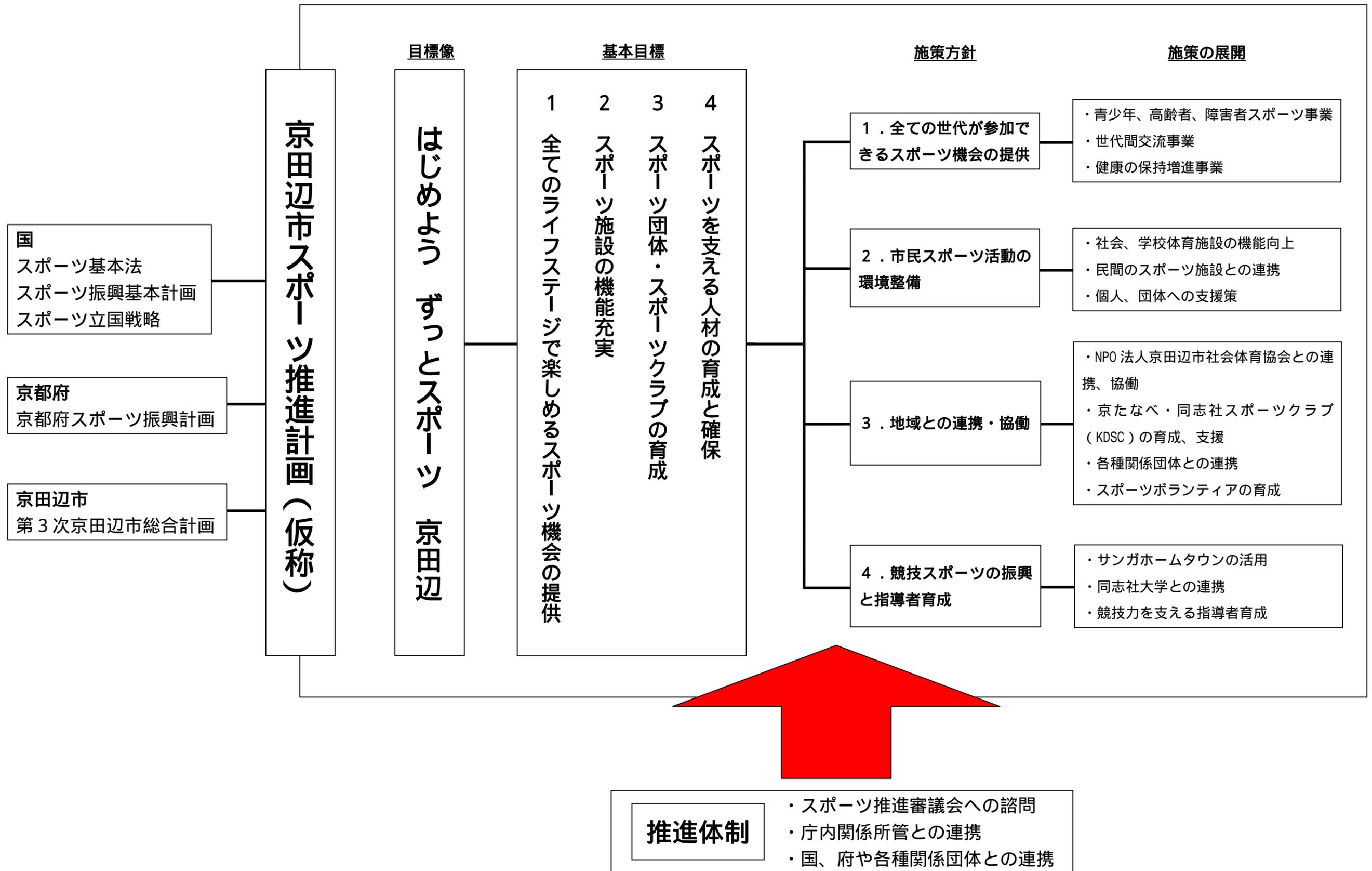
今後、京都パープルサンガのホームタウンとして、同志社大学各競技部の活動などと協働して、市民のスポーツ熱の醸成に努める必要があります。

また、指導者については、市民スポーツ活動の推進を図る上においては大会競技力を有する指導者よりも、気軽に行うことのできる個人・少人数のグループでのスポーツをコーディネートするとともに健康・安全等をアドバイスできる人材が必要となってくるので、幅広い知識を有する指導者の養成に取り組まないといけません。

スポーツを始めたきっかけ

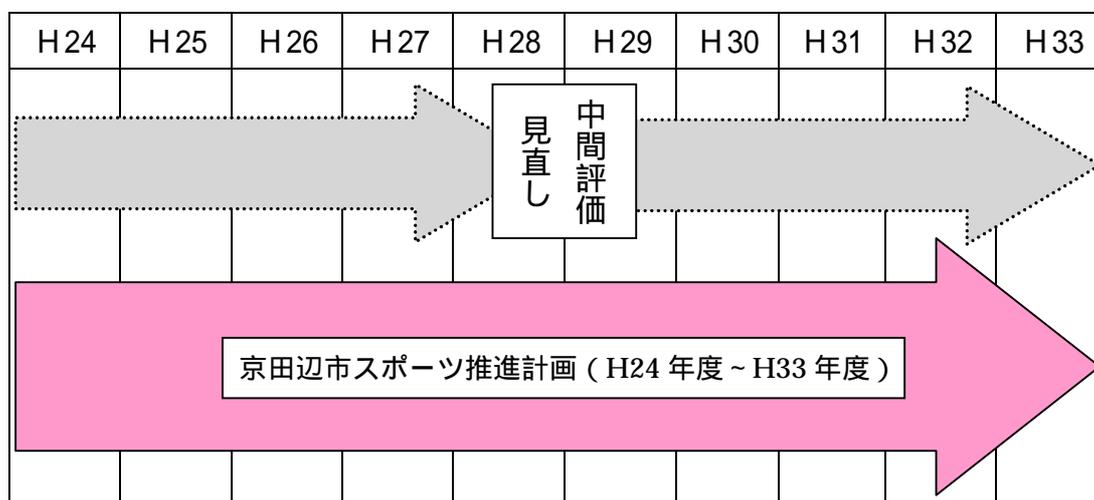


計画の体系



計画の期間

本計画は、平成24年度を初年度として、平成33年度までの10年間の計画とします。また計画の進捗状況や社会情勢、市民のスポーツニーズの変化に対応するため、中間点の平成28年度に計画の中間評価・見直しを行うことで本計画の充実を図ります。



推進体制

(1) スポーツ推進審議会への諮問

社会情勢、市民のスポーツニーズの変化に対応するため、スポーツ推進審議会へ計画の進捗状況や評価を謀り、それらを計画に反映させ取り組むことにより計画の推進を図ります。

(2) 庁内関係所管との連携

スポーツを推進するため、健康づくり、高齢者・障がいがある人などを受け持つ保健福祉部門、また、青少年の健全育成や学校教育を受け持つ教育部門など、スポーツ推進に係る関係所管との連携を図り、計画の推進を図ります。

(3) 国、府や各種関係団体との連携

国や京都府との情報共有を図りながら、各種関係団体との連携を密にし、市民が様々なスポーツ活動を行いやすい環境づくりをめざします。また、各種関係団体については、市民に対し、行政では提供できないスポーツに関するサービスを補完していくことで計画の推進を図ります。

補助金名	助成先	助成額	助成目的
		平成23年度	
社会体育協会育成補助金	NPO法人京田辺市社会体育協会	2,877	この団体への補助金を通じて間接的に市民のスポーツ活動を支援する。又、地域におけるスポーツ活動の支援を行う。
総合型地域スポーツクラブ育成補助金	京たなべ・同志社スポーツクラブ	600	京田辺市と同志社大学が協働でつくった総合型地域スポーツクラブの育成のため助成する。
小学生ハンドボール育成補助金	京都府ハンドボール協会 市小学校体育連盟	2,530	京都府京田辺市で開催するための補助金、及び小学生が各大会に参加できるようにするための参加補助金。
市ゲートボール連合育成補助金	京田辺市ゲートボール連合	226	高齢者のスポーツ活動を支援するため
タナベースボール協会育成補助金	タナベースボール協会	100	高齢者のスポーツ活動を支援するため
小学校体育連盟活動補助金	市小学校体育連盟	1,242	小学生の土曜日におけるスポーツ活動を支援するボランティアに対し補助をし、スポーツ活動を活性化させるため。

単位は 千円

地域活性化センター補助金については、市が立て替え年度終わりに精算